

平成26年度の障害者虐待の状況について

福岡県内における「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成24年10月1日施行。以下、「障害者虐待防止法」という。）の対象となる障害者虐待の平成26年度の状況を報告します。

1 障害者虐待の状況

(1) 障害者福祉施設従事者等による虐待

※障害者福祉施設従事者等：障害者総合支援法及び児童福祉法で規定する障害者福祉施設に係る業務に従事する者

年度	相談・通報 ・届出件数	事実確認 調査を行 ったもの	虐待と判断したものの		
			虐待と判断したものの	虐待ではないと判断したもの	虐待の判断に至らなかったもの
26	73件	37件	7件	16件	14件
25	77件	52件	4件	20件	28件
24.10～	31件	31件	1件	18件	12件

【平成26年度の状況】

- 虐待と判断した7件の施設の種別は、居宅系事業所1件、通所系事業所3件、入所系事業所3件
- 虐待の種別は、身体的虐待3件、性的虐待1件、心理的虐待3件、経済的虐待1件（なお、身体的虐待と心理的虐待の重複が1件ある。）
- 市町村は、虐待と判断した事案について、施設等に対し、指導を行うとともに、施設業務の改善の取組状況について確認を行った。
- 県では、それらの施設等のうち、市町村の調査要請があったものについて、実地指導を行い、改善状況の確認を行うとともに、職員への研修の実施等の指導を行った。（政令市、中核市所管の施設を除く。）

(2) 養護者による虐待

※養護者：障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者

年度	相談・通報 ・届出件数	事実確認 調査を行 ったもの	虐待と判断したものの		
			虐待と判断したものの	虐待ではないと判断したもの	虐待の判断に至らなかったもの
26	170件	158件	45件	31件	82件
25	182件	135件	60件	27件	48件
24.10～	79件	70件	36件	19件	15件

【平成26年度の状況】

- 虐待と判断した45件の虐待の種別は、身体的虐待23件、性的虐待3件、心理的虐待12件、放棄・放置（ネグレクト）10件、経済的虐待11件

- 虐待を受けた障害者の性別は、女性が70.8%と全体の約7割を占めている。
- 虐待を受けた障害者の障害種別は、知的障害20名、身体障害17名、精神障害（発達障害を除く）15名、発達障害2名、その他2名
- 虐待を行った者の内訳は、同居の両親又は兄弟姉妹が17.8%と最も多く、次いで同居の配偶者が13.3%となっている。
- 市町村は、虐待を行った者に対し助言・指導を行ったほか、事案の55.6%については虐待者からの分離を行った。

(参考) 使用者による虐待 (国 (福岡労働局) まとめ)

※使用者:障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

年度	事実確認調査を行ったもの	虐待と判断したもの	虐待ではないと判断したもの及び虐待の判断に至らなかったもの
26	54件	8件	46件
25	33件	5件	28件
24.10~	13件	6件	7件

【平成26年度の状況】

- 虐待と判断した8件の虐待の種別は、身体的虐待1件、性的虐待1件、経済的虐待6件
- 虐待を受けた障害者の障害種別は、知的障害8名、身体障害2名、精神障害（発達障害を除く）2名
- 国 (福岡労働局) において、虐待を行った使用者に対する助言・指導が行われたほか、事実確認調査を行った使用者に対して、障害者雇用や最低賃金等についての助言・指導が行われた。

2 障害者虐待防止のための県の取組 (平成26年度)

- 障害者福祉施設管理者に対する集団指導において、障害者虐待防止法の説明や虐待防止の取組の周知を行う (936事業所) とともに、実地指導において、状況に即して虐待防止の取組を指導 (272事業所)
- 新たに障害者福祉施設の指定を行う際は、施設の現地確認において、虐待防止のための取組の指導をあわせて実施 (162事業所)
- 障害者福祉施設内で虐待が疑われる事案が発生した場合は、実態の把握と再発防止のため緊急に実地指導を実施
- 市町村職員を対象とした「障害者虐待防止に関する事例検討会」(延べ4回) を開催し、具体的な虐待事案への対応について助言、支援を実施
- このほか、障害者福祉施設従事者、市町村職員等を対象に「障害者虐待防止・権利擁護研修」を開催し、虐待事案対応に関する研修を実施

平成 26 年度の障害者虐待の状況について

1 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況

(1) 相談・通報・届出件数

相談・通報・届出件数	事実確認調査を行ったもの			
	虐待と判断したもの	虐待ではないと判断したもの	虐待の判断に至らなかったもの	
73件	37件	7件	16件	14件

(2) 虐待と判断した事案の概要

事案 項目	1	2	3	4	5
施設の種別 (地区)	障害者支援施設 (福岡地区)	障害者支援施設 (筑後地区)	生活介護・就労継続 B型 (筑後地区)	就労継続支援 A 型 (北九州地区)	就労継続支援 A 型 (筑後地区)
被虐待者の状況	男性 2 名 (身体障害)	男性 60 代 (精神障害)	男性 2 名 女性 4 名 (知的障害)	女性 40 代 (精神障害)	女性 20 代 (知的障害)
虐待の種別	身体的虐待	身体・心理的虐待	心理的虐待	心理的虐待	性的虐待
虐待を行った 従事者の職種	生活支援員 (2 名)	生活支援員 (3 名)	設置者	サービス管理責任者	就労支援員
県・市町村が 行った措置	施設等に対する指 導、改善計画の提出	施設等に対する指導、 改善計画の提出	施設等に対する指 導、改善計画の提出	施設等に対する 指導、改善計画の 提出	施設等に対する指 導、改善計画の提出
虐待の内容	・洗濯ばさみで挟む ・車イスを固定して 移動を制限	・無理やり食べさせる ・関節技をかける	・大声でしかる ・無視・子ども扱い	・不快な発言	・わいせつな行為

事案 項目	6	7
施設の種別 (地区)	居宅介護 (筑後地区)	障害者支援施設 (筑豊地区)
被虐待者の状況	女性 50 代 (身体障害)	男性 50 代 (知的・発達障害)
虐待の種別	経済的虐待	身体的虐待
虐待を行った 従事者の職種	居宅介護従事者	介護職員
県・市町村が 行った措置	施設等に対する指 導、改善計画の提出	施設等に対する指 導、改善計画の提出
虐待の内容	・預貯金を無断で引 き出す	・頭を叩く

2 養護者による障害者虐待の状況

(1) 相談・通報・届出件数

県内全市町村で 170 件

(2) 相談・通報・届出者（複数回答）

区 分	人数	割合(%)
本人による届出	49	28.8%
相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等	47	27.6%
当該市町村行政職員	19	11.2%
その他	15	8.8%
家族・親族	13	7.6%
医療機関関係者	7	4.1%
近隣住民・知人	6	3.5%
介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	5	2.9%
警察	3	1.8%
不明(匿名を含む)	3	1.8%
虐待者自身	2	1.2%
教職員	1	0.6%
合計	170	—

(3) 事実確認の状況

区 分	件 数	割合(%)
事実確認調査を行った事例	158	91.3
立入調査以外の方法により調査を行った事例	156	90.2
訪問調査を行った事例	70	40.5
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	86	49.7
立入調査により調査を行った事例（法 11 条適用）	2	1.2
警察が同行した事例	2	1.2
事実確認調査を行っていない事例	15	8.7
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	13	7.5
相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例	2	1.2
合 計	173	—

(注) 事実確認の状況には、平成 25 年度に通報があったもののうち、平成 26 年度にかけて事実確認調査を行ったもの（3 件）が含まれるため、合計件数は平成 26 年度の相談・通報・届出件数 170 件と一致しない。

(4) 事実確認調査の結果

区 分	件 数	割合(%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	45	28.5
虐待ではないと判断した事例	31	19.6
虐待の判断に至らなかった事例	82	51.9
合 計	158	100.0

(5) 虐待の種別

区 分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置	経済的虐待
件 数	23	3	12	10	11

(注) 虐待の種別には重複があるため、合計は虐待判断事例の件数 45 件と一致しない。

(6) 被虐待障害者の状況について

ア 障害種別

区 分	身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害を除く)	発達障害	その他の心身 機能の障害
人 数	17	20	15	2	2

(注) 被虐待障害者が複数いる事例があり、また障害の種別に重複があるため、合計は虐待判断事例の件数 45 件と一致しない。

イ 性別及び年齢

○被虐待障害者の性別

区 分	男 性	女 性	合 計
人 数	14	34	48
割合(%)	29.2	70.8	100.0

(注) 被虐待障害者が複数いる事例があるため、合計は虐待判断事例の件数 45 件と一致しない。

○被虐待障害者の年齢別

区 分	～19 歳	20～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60 歳 以上	合 計
人 数	7	9	4	10	11	7	48
割合(%)	14.6	18.8	8.3	20.8	22.9	14.6	100.0

(注) 被虐待障害者が複数いる事例があるため、合計は虐待判断事例の件数 45 件と一致しない。

ウ 障害支援区分

区 分	人 数	割合 (%)
区分 1	0	0
区分 2	6	12.5
区分 3	3	6.3
区分 4	1	2.1
区分 5	4	8.3
区分 6	3	6.3
なし	31	64.5
合 計	48	100.0

(注) 障害支援区分は、障害者総合支援法に基づき、市町村が認定を行う。

エ 虐待者との同居・別居の状況

区 分	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	合計
件 数	38	6	1	45
割合 (%)	84.5	13.3	2.2	100.0

オ 世帯構成

区分	件数	割合 (%)
単身	4	8.9
配偶者と同居	6	13.3
配偶者及び子と同居	4	8.9
両親と同居	1	2.2
両親及び兄弟姉妹と同居	8	17.8
母親と同居	3	6.7
母親及び兄弟姉妹と同居	6	13.3
兄弟姉妹と同居	2	4.4
子と同居	4	8.9
その他	7	15.6
合計	45	—

(注) 端数処理の都合上、割合の合計は 100%にならない。

カ 虐待者との関係

区 分	父	母	夫	妻	息子	娘	兄弟 姉妹	その 他	合計
人 数	13	11	11	1	3	3	7	6	55
割合 (%)	23.6	20.0	20.0	1.8	5.5	5.5	12.7	10.9	—

(注) 端数処理の都合上、割合の合計は 100%にならない。

(7) 虐待への対応策について

ア 虐待者との関係

区 分	件 数
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	25
被虐待者と虐待者を分離していない事例	8
現在対応について検討・調整中の事例	7
その他	5
合 計	45

イ 分離を行った事例の対応（複数回答）

区 分	件 数
契約による障害福祉サービスの利用	13
うち、面会の制限を行った事例	10
身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	6
うち、面会の制限を行った事例	4
医療機関への一時入院	5
うち、面会の制限を行った事例	1
その他	2
うち、面会の制限を行った事例	0
合 計	26

ウ 分離していない事例の対応の内訳（複数回答）

区 分	件 数	
経過観察（見守り）	0	
経過観察以外の対応	養護者に対する助言・指導	6
	被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	2
	その他	1

エ 権利擁護に関する対応

成年後見制度は、「利用開始済み」3件、「利用手続中」4件。

（これらのうち、市町村長申立ての事例3件。）

(8) 市町村における体制整備（平成 26 年度末現在）

区 分	市町村数	60 市町村に 占める割合 (%)
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	51	85.0
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	45	75.0
障害者虐待防止について、講演会や市町村広報紙等による住民への啓発活動	32	53.3
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	28	46.7
独自の障害者虐待対応マニュアルの作成	22	36.7
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組	24	40.0
成年後見制度の市町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	28	46.7
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との事前の協議	18	30.0
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	22	36.7
虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言	26	43.3
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の養護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応	23	38.3